# 2 水質測定結果の概要

#### 2.1 環境基準の達成状況

環境保全の行政目標である環境基準は、人の健康の保護に関する項目と生活環境の保全 に関する項目に分けて設定されており、その達成状況は次のとおりである。

### (1) 人の健康の保護に関する項目

カドミウム等人の健康の保護に関する項目に関しては、全ての公共用水域について環境基準が一律に定められ、直ちに達成すべきものとされている。

人の健康の保護に関する環境基準が定められている27項目のうち、カドミウム及び鉛については、9水系26水域36測定地点(河川34地点、湖沼2地点)で測定を行い、表2-1に示すとおり全測定地点の全測定項目で環境基準を達成していた。

全シアン、六価クロム、ヒ素、総水銀及びPCBについては、9水系25水域26測定地点 (河川24地点、湖沼2地点)で測定を行ったが、表2-2に示すとおり全測定地点の全測定 項目で環境基準を達成していた。

ジクロロメタン等19項目については、平成5年3月、平成11年2月及び平成21年11月に 人の健康の保護に関する環境基準に追加され、15水系31水域32測定地点(河川27地点、 湖沼3地点、海域2地点。フッ素、ホウ素は海域2地点を除く)で測定を行ったが、表2-3 に示すとおり全測定地点の全測定項目で環境基準を達成していた。

表2-1 人の健康の保護に関する環境基準の適合状況(水系別)その1

水系名	大聖寺川 水系	新堀川 水系	梯川 水系	手取川 水系	犀川 水系	大野川 水系	羽咋川 水系	御祓川 水系	河原田川 水系
水域数	4	4	6	2	2	4	1	2	1
測定地点数	4	4	15	3	2	4	1	2	1
カドミウム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鉛	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) ○:環境基準に適合 ×:環境基準に不適合

表2-2 人の健康の保護に関する環境基準の適合状況(水系別)その2

水系名	大聖寺川 水系	新堀川 水系	梯川 水系	手取川 水系	犀川 水系	大野川 水系	羽咋川 水系	御祓川 水系	河原田川 水系
水域数	4	4	5	2	2	4	1	2	1
測定地点数	4	4	5	3	2	4	1	2	1
全シアン	0	0	0	0	0	0	0	0	0
六価クロム	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ヒ 素	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総 水 銀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アルキル水銀	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Р С В	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) ○:環境基準に適合 ×:環境基準に不適合

表2-3 人の健康の保護に関する環境基準の適合状況(水系別) その3

区分						河丿	• 浩	排沼						海	域
水系名	大聖寺川水系	新堀川水系	梯川水系	手取川水系	倉部川水系	犀川水系	大野川水系	羽咋川水系	米町川水系	御祓川水系	河原田川水系	町野川水系	若山川水系	加賀沿岸海域	七尾湾
水域数	2	3	4	2	1	2	8	1	1	2	1	1	1	1	1
測 定 地 点 数	2	3	4	3	1	2	8	1	1	2	1	1	1	1	1
ジクロロメタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
四 塩 化 炭 素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,2-ジクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,1-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シス-1,2-ジクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,1,1-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,1,2-トリクロロエタン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
トリクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
テトラクロロエチレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1,3-ジクロロプロペン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チゥラム	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シマジン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
チォベンカルブ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ベンゼン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
セレン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
研酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
フ ッ 素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	
ホ ウ 素	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_	
1,4- ジ オ キ サ ン	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) ○:環境基準に適合 ×:環境基準に不適合

### (2) 生活環境の保全に関する項目

## ① BOD (COD)

河川、湖沼及び海域におけるBOD又はCODによる環境基準の達成状況は次のとおりである。

- ア 河川においては、環境基準の類型指定を行った49水域中45水域(5年度:47水域)で環境基準を達成した。
- イ 湖沼においては、3水域(柴山潟、木場潟、河北潟)いずれも前年度と同様、環境基準を達成していない。
- ウ 海域においては、環境基準の類型指定を行った10水域 (5年度:11水域) で環境 基準を達成した。

河川、湖沼及び海域別の環境基準達成状況を表3、図2-1~3に示す。 環境基準達成状況の推移を表4に示す。

表3 河川、湖沼、海域別の環境基準達成状況(BOD又はCOD)

	10 0		ロ、一時場が以来も		. = - =	•			
水域	類型	達成期間 環境基準類型 達 指定水域数 達		達成水域数	達成率	達成率(%)			
		イ	4	4	100				
	AA	ロ	_	_	_	100			
		ハ	_	_	_				
		1	17	16	94				
	A		3	3	100	95			
	11	ハ	_	_	_	30			
		1	11	10	91				
	В	D I	6		67	83			
	D		1	4	100	03			
		ハ	3	3					
		イ	ა	3	100	100			
<b>&gt;</b> → 1.11	С	ロ	_	_	_	100			
河川		ハ	2	2	100				
		イ	_	_	_				
	D	口	_	_	_	100			
		ハ	1	1	100				
		イ	_	_	_				
	E	ロ	_	_	_	100			
		ハ	1	1	100				
		イ	35	33	94				
	計	ロ	9	7	78				
		ハ	5	5	100	92			
		合計	49	45					
		1	_	_	_				
	A	п –		_	_	0			
		ハ	2	0	0				
		イ	_	_	_				
	В	ロ	1	0	0	0			
湖沼		ハ	_	_	_				
		1	_	_	_				
	計	口口	1	0	0				
		ハ	2	0	0	0			
		 合計	3	0					
			7	7	100				
	A	口口			_	100			
	11	ハ	_	_	_	100			
		イ	3	2	67				
	В		_		_	67			
	D		_	_	_	07			
海域		<i>/</i> /	1	1	100				
供以		イ	1	1	100	100			
	С	口	_	_	_	100			
		ハ	_						
		イ	11	10	91				
	計	ロ	_	_	_				
		ハ	_			91			
		合計	11	10					
	合計		63	55		87			

(注) 達成期間

「イ」直ちに達成 「ロ」5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」5年を超える期間で可及的すみやかに達成

表4 環境基準達成状況の推移(BOD又はCOD)

(%)

-									( /0 /
水域	年度	29	30	元	2	3	4	5	6
河	. JII	90	96	86	92	94	94	96	92
		(44/49)	(47/49)	(42/49)	(45/49)	(46/49)	(46/49)	(47/49)	(45/49)
湖	沼	0	0	0	0	0	0	0	0
		(0/3)	(0/3)	(0/3)	(0/3)	(0/3)	(0/3)	(0/3)	(0/3)
海	域	82	100	91	100	100	100	100	91
		(9/11)	(11/11)	(10/11)	(11/11)	(11/11)	(11/11)	(11/11)	(10/11)
	計	84	92	83	89	90	90	92	87
	或数/環境基準 f定水域数)	(53/63)	(58/63)	(52/63)	(56/63)	(57/63)	(57/63)	(58/63)	(55/63)

## ② 全窒素及び全リン

環境基準の達成状況は、表5に示すとおりであった。 湖沼においては、3湖沼とも全窒素、全リンいずれも達成していなかった。 海域においては、全窒素及び全リンのいずれも環境基準を達成した。

表5 全窒素及び全リンの環境基準達成状況

			2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
水域類型	項目	環境基準	年平均値	環境	年平均値	環境	年平均値	環境:	年平均値	環境:	年平均値	環境
		(mg/L)	(mg/L)	基準	(mg/L)	基準	(mg/L)	基準	(mg/L)	基準	(mg/L)	基準
新堀川 (柴山潟)	全窒素	0.6	0.85	×	0.81	×	0.88	×	0.88	×	1.0	×
湖沼IV	全リン	0.05	0.069	×	0.063	×	0.055	×	0.062	×	0.075	×
木場潟	全窒素	0.6	0. 59	0	0.63	×	0.76	×	0.80	×	0.74	$\times$
湖沼IV	全リン	0.05	0.066	×	0.077	×	0.074	×	0.080	×	0.070	×
河北潟	全窒素	0.6	0.90	×	0. 75	×	0.88	×	0.73	×	0.77	X
湖沼Ⅳ	全リン	0.05	0.087	×	0.078	×	0.076	×	0.094	×	0.077	×
七尾南湾甲	全窒素	0.3	0.19	0	0. 15	0	0.15	0	0. 15	0	0.16	0
海域Ⅱ	全リン	0.03	0.017	0	0.015	0	0.013	0	0.009	0	0.010	0
七尾南湾乙	全窒素	0.6	0.30	0	0.29	0	0.27	0	0. 25	0	0. 25	0
海域Ⅲ	全リン	0.05	0.039	0	0.045	0	0.039	0	0.030	0	0.022	0

(備考) 七尾南湾乙は3基準地点 (寿町防波堤内、万行防波堤内、大田防波堤内) の年平均値の平均である。

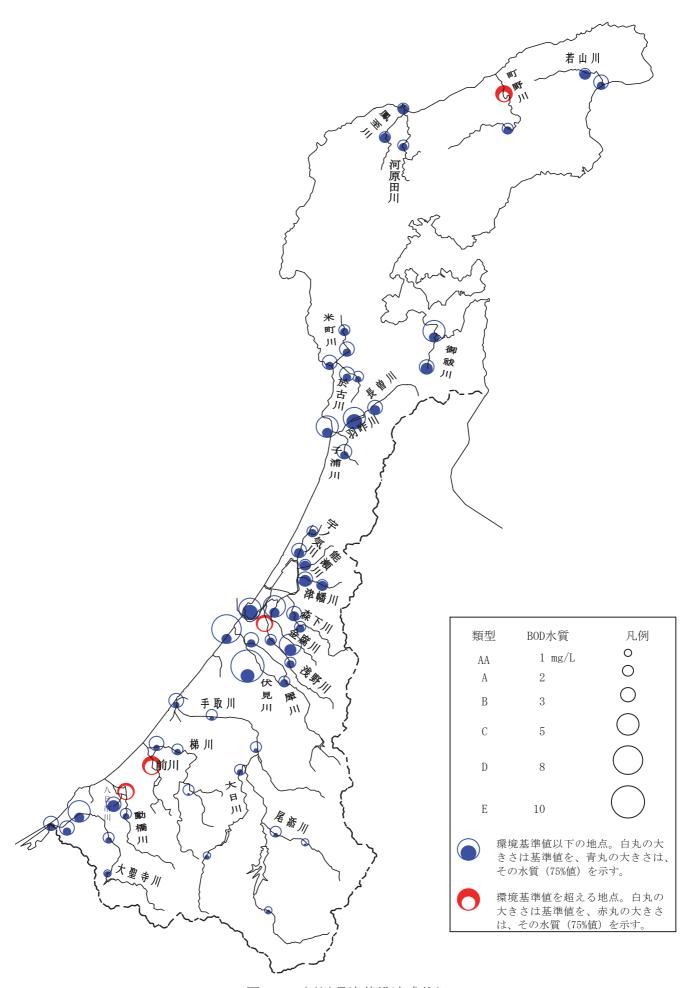


図2-1 河川環境基準達成状況

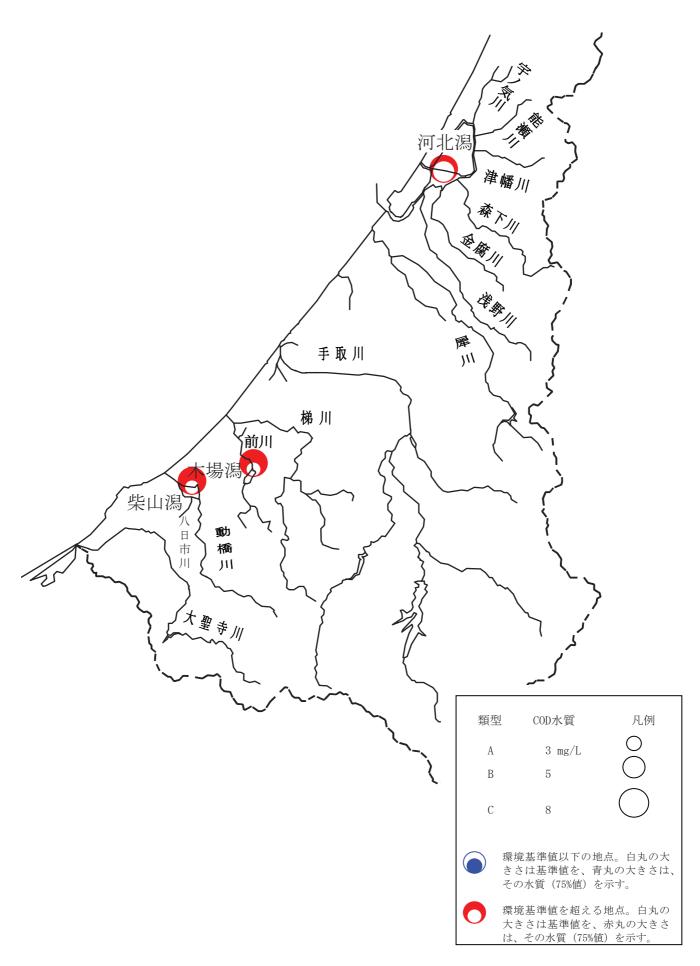


図2-2 湖沼環境基準達成状況

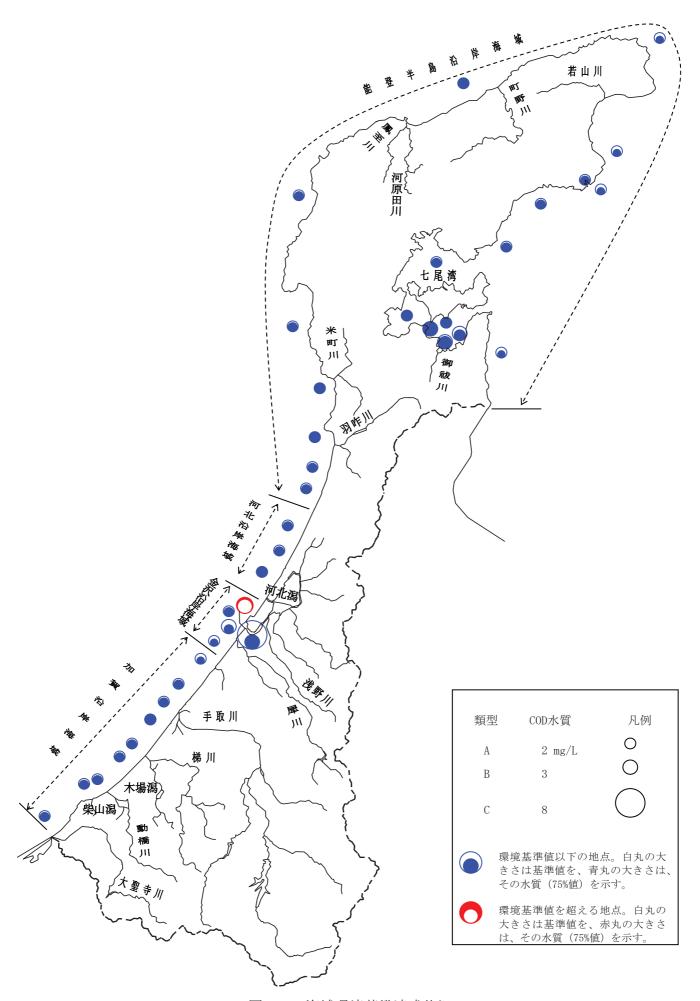


図2-3 海域環境基準達成状況